

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第2号

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走実施規則（昭和37年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(場内取締委員)</p> <p>第27条 場内取締委員は、次の各号の事項をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>第63条 <u>削除</u></p> <p>第64条 <u>削除</u></p>	<p>(場内取締委員)</p> <p>第27条 場内取締委員は、次の各号の事項をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 入場券の発売に対する取締りに関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(入場料及び入場券)</u></p> <p>第63条 <u>条例第5条の規定により入場料を納めた者には、これと引換えに入場券を交付する。ただし、入場料を納めて入場する者の数を自動的に記録することができる場合においては、入場券を交付しないことができる。</u></p> <p><u>2 納入した入場料は返還しない。</u></p> <p><u>(入場券の保有)</u></p> <p>第64条 <u>入場券は、これを本符及び原符に分け、本符はこれを購買者に交付</u></p>

第65条 削除

し、原符はこれを市において保有するものとする。

2 記載された文字及び番号が判明しない入場券又は原形を認識できないものは、これを無効とする。

(無料入場者の範囲)

第65条 次の各号に掲げる者については、入場料を徴収しない。

(1) 法第10条に掲げる者

(2) 国会議員

(3) 競輪施行者たる地方公共団体の議会の議員

(4) 競輪に関し、学識経験を有する者であつて市長の定めるもの

(5) 市が行う競輪に係る報道関係者であつて市長の定めるもの

(6) 皇族

(7) 外交官

(8) 警察職員又は消防職員等であつて市長が競輪の開催に関し必要と認められたもの

(9) 市が行う競輪に施設を提供する者であつて市長が競輪の開催に関し必要と認めたもの

(10) 本場内の売店の従業員

(11) 15歳未満の者

(12) 前各号に掲げる者以外の者であつて市長が競輪の開催に関し必要と認められたもの

2 前項各号に掲げる者が本場に入場しようとするときは、無料入場証を交付す

(記章等の改札及び検査)

第66条 場内取締委員は、次条の規定により記章又は腕章を交付した者に対して記章又は腕章の検査を、本場に入場する際に行うことができる。

2 場内取締委員は、本場内にいる者に対して、記章又は腕章の検査を行うことができる。

(入場禁止)

第70条 (略)

2 委員長及び場内取締委員は、記章、腕章又は通行証を持っていない者に対して、競輪を開催している日に本場への入場を禁止することができる。

る。

(入場券等の改札及び検査)

第66条 場内取締委員は、入場券を交付した者に対して入場券の改札を、前条第2項の規定により無料入場証を交付した者に対して無料入場証の検査を、次条の規定により記章又は腕章を交付した者に対して記章又は腕章の検査を、それぞれ本場に入場する際に行うことができる。

2 場内取締委員は、本場内にいる者(第63条第1項ただし書の規定により入場券を交付されない者を除く。)に対して、入場券の検札並びに無料入場証及び記章又は腕章の検査を行うことができる。

(入場禁止)

第70条 (略)

2 委員長及び場内取締委員は、入場券、無料入場証、記章、腕章又は通行証を持っていない者(第63条第1項ただし書の規定により入場券を交付されない者を除く。)に対して、競輪を開催している日に本場への入場を禁止することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)